

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士または、作業療法士（以下「理学療法士等」というが、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者の自宅を訪問して、「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法及び作業療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法及び作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図ることとする。

(事務所の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス
訪問リハビリテーション マンダリン
- 二 所在地 栃木県栃木市大平町西水代1943-1

(業者の職種、員数、及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 （施設長） 1名（兼務）
・管理者は、事務所の職員の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 常勤1名以上
・医師は、医学的な観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者、家族に対する療養上に必要な事項の指導、助言を行う。
- 三 理学療法士又は作業療法士 常勤1名以上
・理学療法士は、医師の指示、訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、法令で定められた休日は、除くものとする。

二 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

三 休日

日曜、祝日、夏季8月13日～16日、冬季12月31日～1月3日

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業実施地域は、栃木市(旧大平町全域)とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受理事務サービスであるときは、その1割の額とする。

2 通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に要した交通費は、その実費とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して当該のサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(高齢者虐待防止の促進)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、担当者の配置を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団シリウス会整形外科メディカルパパスにおいての協議に基づき定めるものとする。

この規定は、令和6年3月31日より施行する。